

# 一般財団法人埼玉伝統工芸協会監査規程

平成23年10月27日  
規程第 5 号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人埼玉伝統工芸協会(以下「この法人」という。)における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

### (基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、理事と相互信頼のもとに公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

### (職能)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し遅滞なく報告しなければならない。

### (業務・財産調査権)

第4条 監事はいつでも、理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

### (理事等の協力)

第5条 監事が前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

## 第2章 監査の実施

### (監査事項)

第6条 監事は監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

### (会議への出席)

第7条 監事は理事会及び評議員会に出席し、意見を述べなければならない。  
2 監事は前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

## 第3章 監事の意見陳述等

### (理事会に対する意見陳述義務)

第8条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、または著しく不当であると認めるときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(差止請求)

第9条 監事は、理事がこの法人の目的外の行為その他の法令・定款に違反する行為をし、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがある場合には、理事に対し、その行為の差し止めを請求する。

(理事からの報告義務に対する措置)

第10条 監事は、理事からこの法人に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要に応じて調査を行い、助言又は勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

(会計方針等に関する意見)

第11条 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について問題があれば、理事に意見を述べるものとする。

(評議員会への報告)

第12条 監事は、評議員会に提出される議案および書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には評議員会に報告する。

(評議員会における説明義務)

第13条 監事は、評議員会において評議員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

(監事の任免・報酬に関する評議員会における意見陳述)

第14条 監事は、その選任・解任及び報酬について、評議員会において意見を述べることができる。

#### 第4章 監査の報告

(計算書類等の監査)

第15条 監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属書類を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(監査報告書)

第16条 監事は日常の監査を踏まえ、第15条の監査を経て法令の規定に従い、監査報告書を作成する。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し記名押印するものとする。

3 監事は前項の監査報告書を、理事に提出する。

第5章 雑則

(改正措置)

第17条 この規程の改正は、監事全員の合意により行い理事会に報告する。

附 則

この規程は、本協会の設立の登記の日から施行する。